

**介護予防・日常生活支援総合事業
基準緩和通所型サービス（通所型サービスA） 重要事項説明書**

サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 青山里会
主たる事務所の所在地	〒512-1111 四日市市山田町5500-1
代表者（職名・氏名）	理事長 近藤 辰比古
電 話 番 号	0 5 9 - 3 2 8 - 2 1 7 7

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	よかよか倶楽部（神前）
サ ー ビ ス の 種 類	基準緩和通所型サービス（通所型サービスA）
事 業 所 の 所 在 地	〒512-0924 四日市市寺方町986-4
電 話 番 号	0 5 9 - 3 2 7 - 2 2 2 3
利 用 定 員	1 5 名
通常の事業の実施地域	四日市市 神前地区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	「要支援認定者」又は基本チェックリストにおける「事業対象者」である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、基準緩和通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する事業者や地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。また、サービスの提供にあたっては、地域づくりの推進という観点から、地域の関係団体やボランティア等、インフォーマルサポートと連携・協働できるよう努めます。

4. 提供するサービスの内容

基準緩和通所型サービス（通所型サービスA）は、事業所に通っていただき、他者との交流、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者の生活機能向上のための取り組みを行うことにより、利用者の心身機能の維持・向上を図るサービスです。

- （１）介護予防・交流・生きがいつくりの場の提供
- （２）運動機能向上などの介護予防を目的としたメニューの実施
- （３）利用者の送迎の実施 ※原則として、事業実施地域に限ります

5. 営業日時

営業日	毎週金曜日（祝日の場合は、木曜日） ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前 9時00分～午後 1時00分まで
サービス提供時間	午前10時00分～午後00時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
<u>支援職員</u>	非常勤 1人

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	石田 一晃
--------	-------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」及び「利用者負担金」は以下のとおりです。

（１）基準緩和通所型サービス（通所型サービスA）の利用料

	基本利用料	利用者負担
1回あたり	2,600円	250円

（２）その他の費用

食 費	食事の提供をする場合、別途食費の実費をいただきます。
そ の 他	上記以外に係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（アクティビティ材料費等）について、費用の実費をいただきます。

（３）キャンセル料

利用日前日までにサービス利用の中止の申し入れがなかった場合、キャンセル料をいただく場合があります。

（４）支払い方法

上記（１）、（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求します。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた翌月 20 日頃に送付します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 27 日（祝休日の場合は翌日の平日）に指定した口座より引き落とします。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名	
	氏 名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏 名	（続柄 ）
	電話番号	

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

よかよか倶楽部（神前） 相 談 窓 口	電 話 0 5 9 - 3 2 7 - 2 1 7 7 担当者 （管理者） 石田 一晃
------------------------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

四日市市 高齢福祉課	住 所 四日市市諏訪 1 - 5 電 話 0 5 9 - 3 5 4 - 8 1 7 0
------------	---

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 利用の中止等については、原則利用日の前日までに事業者へご連絡ください。

1 3. 非常災害対策

- (1) 事業者は、非常災害が発生した場合には、非常災害に関する具体的計画に基づき、関係機関への通報及び連携を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的な避難・救出訓練及び職員に対する教育を実施します。